

養父市農業委員会

第26回会議録

令和6年11月22日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第26回会議録

1. 開催日時 令和6年11月22日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第83号 農用地利用集積計画の承認について

議案第84号 非農地証明交付申請の承認について

議案第85号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地の使用貸借の解約通知について

報告② 農地法第3条の規定による許可申請について

報告③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員（13名）

1番 谷垣重俊	2番 吉村英之	3番 藤原健次	4番 坂本光
5番 前川章	6番 濱田房子	7番 珍坂聡	8番 圓山満
9番 山根達夫	10番 藤原義幸	11番 木下計介	12番 秋山博
13番 西谷英樹			

5. 欠席農業委員（0名）

無し

6. 出席推進委員（10名）

14番 小林誠	15番 内田重雄	16番 齋藤隆之	17番 荒木奈見
19番 藤本浩一郎	20番 栗田匡晃	22番 上垣美由紀	
23番 宇佐見孝一	24番 井上勝雄	25番 米田渡	

7. 欠席推進委員（2名）

18番 谷村昭雄 21番 鎌谷壽三男

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹 主事 西村 陽聖

事務局 : それでは、ただいまから第26回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。だんだん寒くなって、暖房機具がちょっと手放せないようになってきました。本日はまた、午前中から現地確認、関係の委員の方、大変御苦労さんでした。そしてまた、19日のお米の食味会、大変御苦労さんでした。特に、農政部の方は午前中より出ていただきまして、本当に大変だったと思います。食味会のほうも昨年より6品多く出品していただきまして、本当にありがたいことで、また来年もこの調子で、37品からまた40品ぐらい出してもらえたらありがたいなと思っております。

それとまた、皆さん、年末になればお酒を飲む機会がだんだん増えると思いますが、今日も農業委員会の忘年会ということで、皆さんもゆっくり楽しんでいただきたいと思います。

本日は、また、部会とか地域部会がありますので、本日も慎重審議、よろしくをお願いいたしたいと思います。以上です。お願いします。

事務局 : それでは、初めに会議の成立を報告いたします。本日、農業委員、出席全員でございます。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は10名の出席ですので、併せて御報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきまして、養父市農業委員会会議規則第5条に、会長が総会の議長となり、議事を整理すると規定されております。

山根会長、お願いいたします。

議長 : それでは、養父市農業委員会会議規則16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、7番の珍坂農業委員と8番の圓山農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第83号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第83号「農用地利用集積計画の承認について」です。公告は令和6年12月2日を予定しています。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が61,841平方メートル、44筆、畑が1,035平方メートル、1筆、合計62,876平方メートル、45筆です。利用権の設定を受ける戸数は33戸、設定をする戸数は22戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は、使用貸借権及び賃貸借です。利用権の内容別に見ますと、使用貸借権が42筆、55,261平方メートル、うち新規が42筆、55,261平方メートル、賃貸借が3筆、7,615平方メートル、うち新規が3筆、7,615平方メートルとなっております。利用権の始期は公告日からで、契約年数につきましては、4年契約が2筆、6,931平方メートル、5年契約が7筆、9,724平方メートル、10年契約が36筆、46,221平方メートルとなっております。詳細については、次ページ以降に記載をしております。

3ページ、7番は、農事組合法人によります使用貸借権となっております。

4ページから10ページが農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸した所有者と農地中間管理機構から借受けする耕作者を記載しております。貸借の期間は全て令和17年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。よろしいですか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第83号を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第84号「非農地証明交付申請の承認について」を議題いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 11ページを御覧ください。議案第84号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番、関宮の土地1筆で、面積が885平方メートルです。所有者は神戸市の方で、非農地の事由としましては、平成元年頃、30年から40年前と聞いております、より山林化しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは12ページから16ページとなっております。

2番、八鹿町石原の土地1筆で、面積が105平方メートルです。所有者は八鹿町石原の方で、非農地の事由としましては、平成2年頃より山林化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは17ページから21ページとなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番の関宮の件について、担当農業委員より説明を求めます。担当が私ですので、説明させていただきます。

この非農地のあれですけど、場所的には、9号線を村岡方面へ走っていただきまして、関宮・鉢伏方面の信号からループ橋の手前、ちょうど間ぐらいのところ、右下にあります。

それで、始末書にも書いてあったんですけども、15ページのところに、上の写真で家の裏にちょうど赤囲いでしてあります。ここが非農地証明の出ている申請書です。今朝、皆さんと、現地確認の委員の方に見てもらったんですけど、始末書に書いてありますように、ヒノキが30年、40年ぐらいですか、たった、結構なヒノキが立っています。もう30年ぐらいになっていますから、非農地、もうこれもこれでお願ひしたいなと思ひまして、確認してもらいました。以上です。

続いて、現地調査委員の説明を求めます。

4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。先ほど山根会長が説明されたように、12ページ、13ページ、航空写真を見ていただいても、もう山です。木が植わって、もう山状態です。それから、15ページを見ていただいても、ヒノキということですが、木が植わって、もうヒノキで間違いはないと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

24番、井上推進委員。

井上推進委員： 今朝ほどから担当の役員の方、現地調査いただきましてありがとうございます。委員さんのおっしゃるとおり、確かにもうヒノキが40年から50年ぐらいいた状態でしたけども、農地に戻すことは不可能だと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第84号の1番を採決します。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の八鹿町石原の件について、担当農業委員より説明を求めます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。先ほど現地調査に行っていました。場所は17ページにありますように、椿色公民館のちょっと奥まったところですが。17ページの地図でいったら、右側が八鹿に出る方面ということです。20ページの現況写真を見ていただいたら分かるように、現状、山になっております。5か月ほど前に非農地をいただいたその隣が漏れていたということで、追加というか、これの申請になります。とつても農地に戻すということは不可能だと思いますので、申請をお願いします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

2番、吉村農業委員。

吉村委員： 2番、吉村です。ただいま地元の委員さんより詳しい説明がございましたとおり、私がいろいろと付け加える点もございません。ひとつよろしく御理解賜りたいと思います。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

14番、小林推進委員。

小林推進委員： すみません、推進委員の小林です。先ほど農業委員さんが説明されたとおり、もう山林と化して、近くにも行けないような状態だったので、また手続のほうをよろしくお願いいたします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第84号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

た。

続きまして、議案第85号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局：22ページを御覧ください。議案第85号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市八鹿町朝倉の土地1筆、面積は2,081平方メートルです。譲渡人は養父市八鹿町朝倉の方、譲受人は大阪市中央区の保険相互会社です。現在、市内にある営業所の移転に伴い、但馬地域の営業拠点として事務所及び露天駐車場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは23ページから27ページです。

申請番号2番、養父市藪崎の土地1筆、面積は188平方メートルです。譲渡人は神戸市北区の方、譲受人は養父市奥米地の方です。譲受人は地域おこし協力隊として林業に取り組んでおり、隣接している住宅の購入と併せ、申請地を木材の加工や資材置場として利用することが転用の目的です。移転する権利は所有権です。関連ページは28ページから31ページとなっております。

1点、補足させていただきます。今回の申請にあたりまして、申請地内で木材の加工を行うこととなっております。本日現地調査を行いました委員さんの方から、周辺住民への同意がないということの御指摘を受けました。農地転用の申請にあたりましては、隣接している農地の同意は必ず必要になってきますが、農地以外の宅地であるとか雑種地の方の同意は必要となっております。その代わりに、地域住民の代表として区長の同意をつけることとなっております。今回の申請に対しましても、藪崎区長の同意が得られておりますので、申請としては整っていることとなっております。ただし、区長の同意があるからといって、必ずトラブルが起きないというわけではありませんので、今回の件につきまして、申請人に、周辺の住宅の方にしっかり説明して、トラブルが起きないように事務局から申し添えたいと思っております。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の八鹿町朝倉の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局：申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、以前は農用地区域の中にありましたが、区域からの除外申請があり、本年10月16日をもって除外が完了したため、農用地区域外となりました。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも、事業の目的が果たさ

れ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。場所は、23ページにありますように、八鹿町朝倉、JAと法務局、その横に隣接するところが申請地になります。航空写真で見ただけなら、上が養父、下の右側が高柳のほうに行くところになります。26ページを見ていただいたら全体図が出ておまして、奥のほうに平家でできており、あとは駐車場になります。駐車場台数は33台分ということになっております。これ、田ということになっておりますけど、周りの給水、排水は問題なく、そのまま流れるようになっておるといことです。農地というか、問題ないかなと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。先ほど地元農業委員の方が申されたとおりでして、土地のほうも農用地除外と、これが先月に終わっていますし、問題ないかと思ひます。許可相当と思ひますので、ひとつよろしくお願ひします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
14番、小林推進委員。

小林推進委員： 小林です。以前も農用地の除外申請のときにも説明がありましたように、除外で妥当だと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第85号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の藪崎の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも、事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。
2番、吉村農業委員。

吉村委員： 2番、吉村でございます。今朝ほど現地調査をさせていただきまして、ちょっと不審な点もあるんだけどなということで隣近所に聞いてみますと、区長さんと、それから農会長さんの判などがきちっと押してもらって、十分だと解釈しました。先ほど行政のほうからの説明もございましたとおり、協力隊の関係でもございまして、そこで、この宅地の真裏の188平米ですか、この分で資材置場、並びに自分の持って帰った山林の木なんかをある程度加工して、そしてやっていきたいという御希望でございまして、行政のほうからの説明が先ほど詳しくありまして、ひとつ皆さん方の御協力と御理解をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。今朝ほど現地を見させていただきました。30ページのところの図面にあります451番3という部分のところ、31ページのところの青色がついている宅地という部分で、ここはもう既に空き家になっていました。ここの持ち主の方が、今回この地域おこし協力隊の方に、今、奥米地に住んでおられるようですけれども、その方にこの宅地の部分と、それから、その隣の今回の申請地のところとを購入をされる予定であるというふうに聞いております。

今日現地を見ましたけれども、そこのオレンジ色で里道と書いてある部分の

どころですね、ここを通過して、このピンク色の駐車兼搬入路となっているということがありますけれども、この里道というのは本当に里道ですから狭いですわ、すごい。その里道の一部に排水路があって、そこに蓋が、グレーチングがしてありましたですわ。そういうようなところですので、隣地の部分のところをちょっと通らせていただくような形になって、そして駐車、搬入路というようにところまで行くという形になるというので、こういうことを養父市以外の方がこっちに來られてされるということで、空き家も自分で管理をされて、作業場のような形でされるようでもありますけれども、それは結構なことですけれども、今回、里道も狭いですから、その宅地になっている、今、空き家になっている部分を少し減らされて、道を拡張されるような形にされるのかなと思ったりもしますけれども、そこらのところも事務局のほうからも、また併せて今度の申請者の方に確認をきちっと、今後のことについてもされておかれたほうが、地域の方々の理解も得られるんじゃないかなというようにことと併せて、それを見ていただきましたら、周りにたくさん家が建っておりますわ。ですから、こういう加工をされるのであれば、当然機械の音であるとかいろんな部分で、ここに住まわれない予定になっているようですから、今のところは。だから、余計にその地域の方との関係をきちっとされていかないと大変かなというふうに思ったりします。

せっかくこうして入ってきていただけるので、養父市にとっては空き家が1つ減ってありがたいなという部分がありますけれども、長く続きますように、その辺りのところをしっかりと調整していただけることをお願いをしたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
19番、藤本推進委員。

藤本推進委員： 現地につきましては、宅地の中にある農地でして、両筆とも、今回転用されようとするところ、既存の栗畑ということが書いてありますけど、両方も畑でございます。特に支障はない、影響がないものと考えております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第85号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、報告事項に入ります。報告①、農地の使用貸借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 32ページを御覧ください。報告①、農地の使用貸借の解約通知についてでございます。

届出番号1番、大藪の土地1筆、面積が3,003平方メートルです。貸し人は大藪の方、借り人は上野の株式会社です。合意解約年月日は令和6年10月3日、土地の引渡し日も同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用する予定です。

2番、上箇の土地2筆、1,838平方メートルです。貸し人は十二所の方、借り人は上野の株式会社です。合意解約年月日は令和6年10月7日、土地の引渡し日も同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は別の耕作者が耕作をされます。

3番、小城の土地1筆で、996平方メートルです。貸し人は明石市の方、借り人は浅野の方です。合意解約年月日は令和6年10月15日、土地の引渡し日も同日でございます。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は売却を予定しているということです。

4番、大坪の土地1筆で、855平方メートルです。貸し人は八鹿町九鹿の方、借り人は大坪の方です。合意解約年月日は令和6年11月1日、土地の引渡し日も同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は所有者が管理をされます。

5番、大坪の土地2筆で、1,100平方メートルです。貸し人は大坪の方、借り人も大坪の方です。合意解約年月日は令和6年11月1日、土地の引渡し日も同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は所有者が管理をいたします。

次のページでございます。6番、船谷の土地2筆で、1,213平方メートルです。貸し人は船谷の方、借り人は大坪の方です。合意解約年月日は令和6年11月1日、土地の引渡し日も同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は所有者が管理をされます。

7番から12番につきましては、同じような案件になります。少しまとめた説明になりますが、7番から12番につきましては、合意解約年月日は令和6年11月1日、土地の引渡し日も同日でございます。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用する予定です。

それでは、場所の読み上げをさせていただきます。7番、新津の土地2筆で、3,846平方メートル、貸し人は新津の方、借り人は大屋町宮垣の方です。8番、新津の土地1筆で、1,010平方メートルです。貸し人は新津の方、借り人は大屋町宮垣の方です。9番、新津の土地1筆で、1,115平方メートルです。貸し人は新津の方、借り人は大屋町宮垣の方です。10番、新津の土地1筆、713平方メートル。貸し人は新津の方、借り人は大屋町宮垣の方です。11番、新津の土地1筆、2,158平方メートル。貸し人は伊丹市の方、借り人は大屋町宮垣の方です。12番、新津の土地1筆で、1,452平方メートルです。貸し人は高砂市の方で、借り人は大屋町宮垣の方になっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。よろしいか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告②、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 34ページを御覧ください。報告②、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、関宮の土地3筆で、合計面積が3,002平方メートルです。譲受人は西宮市の方で、譲渡人は神戸市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が10月23日、許可日が10月30日となっています。

2番、八鹿町坂本の土地1筆で、面積が748平方メートルです。譲受人は八鹿町坂本の方で、譲渡人は八鹿町坂本の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が10月23日、許可日が11月8日となっています。

3番、八鹿町坂本の土地2筆で、合計面積が1,014平方メートルです。譲受人は八鹿町坂本の方で、譲渡人は八鹿町坂本の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が10月23日で、許可日が11月8日となっています。

4番、八鹿町坂本の土地2筆で、合計面積が515平方メートルです。譲受人は八鹿町坂本の方で、譲渡人は八鹿町坂本の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が10月23日、許可日が11月8日となっています。

5番、八鹿町上小田の土地2筆で、合計面積が345平方メートルです。譲受人は八鹿町上小田の方で、譲渡人は八鹿町小山の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が10月25日で、許可日が10月30日となっています。

6番、大屋町加保の土地1筆で、面積が786平方メートルです。譲受人は大

屋町加保の方で、譲渡人は大阪府大阪市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が10月28日、許可日が11月12日となっています。

7番、八鹿町米里の土地2筆で、合計面積が275平方メートルです。譲受人は八鹿町米里の方で、譲渡人は八鹿町浅間の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が10月28日で、許可日が11月8日となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告③、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局： 36ページを御覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請場所は八鹿町大江の土地5筆で、合計面積が2,380平方メートルです。申請人は京都府京都市の方で、取得した日が令和6年5月4日です。相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

2番、申請場所は長野の土地7筆で、合計面積が4,781平方メートルです。申請人は鉄屋米地の方です。取得した日が平成21年11月10日です。相続によって所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

3番、申請場所は八鹿町浅間の土地4筆で、合計面積が902平方メートルです。申請人は八鹿町浅間の方です。取得した日が昭和14年3月4日です。相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

これで報告事項は終了いたしました。

以上で第26回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 小根達夫

署名委員 珍坂 聡

署名委員 圓山 満